



- ◎譲受人の資格
 - ① 宅地譲受人の条件は次のとおり。
 - ② 市内居住者か市内の事業所に勤務している方
 - ③ 住宅を建てる宅地の必要な資金などの調達できる方
 - ④ 市町村税を滞納していない方
 - ⑤ 同居の親族(婚約者を含む)がいる方
- ◎分譲の申込
 - ① 宅地の分譲を受けようとする方は、申込書に次の書類を添えて申し込む。
 - ② 住民票謄本
 - ③ 勤務先を証明する書類
 - ④ 市町村民税の完納証明書
 - ⑤ その他、必要とする書類
- ◎譲受人の選定
 - ① 一区画の宅地に二人以上の申し込み者がある場合は、公開抽選とする。
- ◎分譲価格
 - ① 宅地の分譲価格は、土地の取得費または再評価額に造成と管理費、諸経費を合算した金額を基礎とし、一区画ごとの面積に応じて算出。
- ◎分譲の条件
 - ① 宅地の引き渡しを受けてから二年以上以内に、住宅の建設を完了すること。なお特別な理由があると認められた場合は、一年を限度として期間を延長できる。
 - ② 宅地は、引き渡してから五年以内に第三者に譲渡、または貸し付けてはいけない。
 - ③ 建ぺい率は二〇%以上のこと。
- ◎買戻特約

分譲をうけた宅地には五ヶ年間の買戻し特約がつけられます。

◎分譲の取消し及び契約の解除

譲受人が次の一つに該当する場合は、分譲の決定を取り消し、契約の解除をすることができ、または不正の手段によって行われたとき。

- ① 分譲の申し込みがその記載、または不正の手段によって行われたとき。
- ② 譲受人の資格要件を欠くことになったとき。
- ③ 分譲契約を市長が指定した期間内に締結しなかつたとき。

東武日光駅に

観光案内所

今年、東武鉄道の日光線が開通して五十年目に当たります。東武鉄道では、五十年を記念して日光の一方の玄関口である東武日光駅を一新することになり、山小屋風大屋根の駅舎を新築しました。市では、十月一日の竣工と同時に、同駅舎内正面左側に「観光案内所」を設置して、観光客への案内業務をはじめました。

また、五十年を記念して、東武日光駅前広場に「歓迎塔」を建設し、十月一日に除幕しました。歓迎塔は、高さ六丈、幅八十センチの四角型で、屋根は銅板ぶき、柱は鉄骨で、色は朱色です。デザインは、日光らしさを表現するため杉並木に社寺の屋根をアレンジしたもので、来年の栃の葉国体などにも利用できるものです。

当時の山内総山の香華院だった住生院(仏岩谷)に移され、前記の寛永の移転で、現在地(匠町、当時は綿打村)へ名鐘も共に移った。

梵鐘の銘文に、古河公方の足利成氏が、当將軍と名乗っていることや、座禅院権別当昌源の名も見えるなど、この梵鐘は、歴史資料としても貴重な存在であり、また、工芸的にも優れたものと評価されている。

そのため、太平洋戦争にも供出されずに残されたが、いつしか亀裂が入っていて、美しい余韻が出なくなってしまう。

参道の左手、本堂に向かい合うような形で、大きい首だけの地藏尊が安置されている。含満親地藏のお首といわれるめずらしい地藏尊。明治三十五年九月二十八日の大風水害で、大谷川がはらんし、名勝含満が淵(含満が淵)の親地藏もほうかい流失した。その後、お首だけが川床に埋っていたので、地元の人々が、浄光寺に移して安置したという。

浄光寺は、史跡探勝路(含満が淵-寂光滝コース)の途中で、史跡もことのほか多く、このほかにも、市文化財の座禅院権別当の墓・日限地藏・文豪連理塚・導き地藏・防火隊の碑などがある。